

広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている市町村の認定について
(地域間幹線系統確保維持計画 8. 表 4. 関連)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると本協議会が認めた市町村への需要であることが、補助対象事業の要件の一つとされている。

堺市、大阪狭山市は医療機関や公共施設、商業施設等が整備されているため、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるため、認定されたい。

【泉北地域広域行政圏】 堺市

【南河内地域広域行政圏】 大阪狭山市

【参考】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

別表 1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）

二 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの

①別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要

②都道府県庁所在地への需要

③上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると活性化法法定協議会が認めたものへの需要